

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 10年(令和13年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(令和8年3月31日まで)   |

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長

警察大学校交通教養部長

殿

警察庁丁規発第61号  
令和2年5月28日  
警察庁交通局交通規制課長

横断歩道をはじめとする道路標示の維持管理について（通達）

道路標示については、道路標識とともに適切に設置・管理されなければ、交通規制の効力が失われてしまうことから、適切な維持管理に努め、常に良好な状態が保たれるよう配慮する必要がある。

特に横断歩道の道路標示については、「歩行者優先と正しい横断の徹底に向けた取組の強化について（通達）」（令和2年2月7日付け警察庁丁企発第18号、丁交指発第12号、丁規発第16号、丁運発第25号）に示したとおり、横断歩行者を危険にさらすことのないよう摩耗等により消えかかっている場合は早急に更新を行わなければならない。

しかしながら、膨大なストック数を管理しなければならない上、摩耗状況は交通量等の道路環境に大きく依存することから、管轄区域内の横断歩道の摩耗状況を網羅的に見た上で、優先順位を附して更新を行うことが極めて重要となる。

そこで、各都道府県警察が効率的に更新の優先度が高い横断歩道を選定するにあたって、その目安となるものとして、横断歩道の摩耗率（横断歩道の白線部分のうち、道路の舗装部が見える割合）を段階的に示した別添1「横断歩道標示摩耗率評価一覧表（全体版）」を作成した。

各都道府県警察においては、これを参考に、交通実態や通学路等を勘案して、特に摩耗率が高いものから順次更新を実施し、横断歩道をはじめとする道路標示の維持管理を徹底されたい。

なお、効率的に行う観点から、道路標示の摩耗状況に応じて部分補修を行うことも適切な維持管理を推進していく上で有効であることから、別添2「横断歩道標示摩耗率評価一覧表（部分版）」も併せて活用されたい。

# 横断歩道標示摩耗率評価一覧表（全体版）

別添 1

| 摩耗率               | 横断歩道（道路標示） |  |  |  |  |
|-------------------|------------|--|--|--|--|
| ランク 5<br>(0-20%)  |            |  |  |  |  |
| ランク 4<br>(21-40%) |            |  |  |  |  |
| ランク 3<br>(41-60%) |            |  |  |  |  |
| ランク 2<br>(61-80%) |            |  |  |  |  |
| ランク 1<br>(81-99%) |            |  |  |  |  |

# 横断歩道標示摩耗率評価一覧表（部分版）

別添 2

| 摩耗率               | 横断歩道（道路標示） |  |  |  |  |
|-------------------|------------|--|--|--|--|
| ランク 5<br>(0-20%)  |            |  |  |  |  |
| ランク 4<br>(21-40%) |            |  |  |  |  |
| ランク 3<br>(41-60%) |            |  |  |  |  |
| ランク 2<br>(61-80%) |            |  |  |  |  |
| ランク 1<br>(81-99%) |            |  |  |  |  |